

自動車保有関係手続のワンストップサービスと 日行連OSSシステムの基礎知識（その3）

<第一業務部 運輸交通部門>

はじめに

これまで2回の連載で、OSSの仕組みとOSSを利用するための環境について説明してきましたが、OSSでの申請手続には2種類の方式が混在していることと、証明物等の收受とそれを管理する者の存在が必要であることが、OSSの仕組みを分かり辛くしています。

また、行政書士がOSSを利用して電子申請するためには、パソコンの環境設定までは国土交通省のOSSポータルサイト内で設定作業を行う必要があります、その設定が完了した後に、日行連のOSSシステムを利用して電子申請を行うという手順になることも理解をより複雑にしています。このことについては前号でも触れましたが、改めて説明をすると以下の通りとなります。

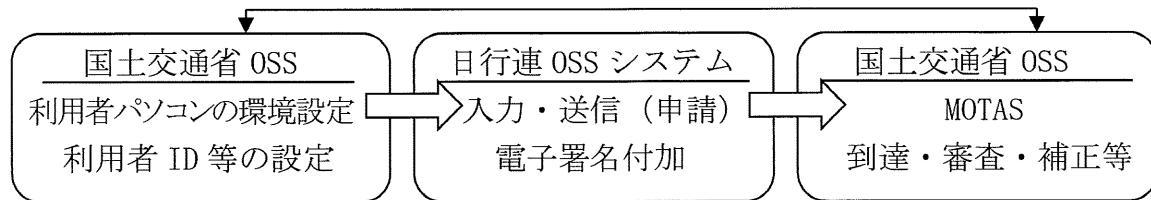
< 国土交通省OSS・・(本誌2月号(No.519)項目5のイメージ図中の①を参照)>

OSSを利用するためのパソコンの環境設定と、電子証明書を所持している人の本人申請、または本人が電子証明書を所持していて、代理人も電子証明書を所持している場合の代理申請用にシステム構築がされています。公的個人認証カードが普及していないため利用率は低迷していますが、今後については、マイナンバーカードの普及次第とも言えます。

< 日行連OSSシステム・・(本誌2月号(No.519)項目5のイメージ図中の②を参照)>

OSSを利用して申請するための行政書士電子証明書の設定と、申請者本人の電子証明書の代わりに印鑑証明書と委任状等を書面(紙)で提出して本人確認を行う場合に利用するOSSです。行政書士の電子署名を付加して、複数件のOSS申請を一括して行うことができる代理申請用の送信プログラムです。

したがって、日行連OSSシステムで申請した後の審査・補正等は、国土交通省のOSSポータルサイト内で行なわれることになります。



1. 日行連OSSセンター支所の役割

日行連では、OSSによる新規・中間(移転・変更・抹消)登録は、資格者代理人である行政書士が今後も担っていく姿勢を明らかにしています。

その活動拠点となる日行連OSSセンター支所の存在を「見える化」し、自動車ユーザーにアピールするため日行連OSSセンター支所看板を全国に設置する活動を展開しています。

既にOSSの全国展開（平成29年4月予定）に先駆け、自動車ユーザーの利便性向上と負担軽減のためのアクセスポイントとして、全国665箇所の会員事務所に日行連OSSセンター支所名を冠した看板を設置済です。

2. 日行連OSSセンター支所の業務

前号で図示したように、現在のOSSでは「印鑑証明書等、書面を併用したOSS申請」が主流となっています。しかし、このシステムには多くの問題点があり、それを解決するための仕組み作りが必要となります。

①申請者（自動車ユーザー）の電子証明書に代わるものとして「申請者の印鑑証明書+登録印の捺印（押印）がある委任状」が必要となり、それを運輸支局（自動車検査登録事務所）に提出する者が必要となります。その後、登録官の目視による本人確認（印鑑証明書と委任状の照合）を受けてからでないと、OSSでの審査がスタートしません。

なお、書面による代理申請では、申請書に印鑑証明書、委任状、保管場所証明書等を添付して申請するため、登録手続はその場で完結します。審査後に交付される証明物等は、書面申請・OSS申請を問わず従来と同様です。

②OSS申請後に交付される証明物「車検証・登録番号標・封印」等は、各窓口において手渡されるため、それらの証明物等を「受取り、管理する者（証明物等の管理者）」が必要となります。遠隔地へOSS申請を行う場合には、直接出向くわけではないため、申請者（申請代理人）に代わって証明物等を受け取る者が必ず必要になるということです。

OSS申請の入力画面に「検査証等の受取者（証明物の管理業者等）」という項目がありますので、そこへ受取者の氏名を入力することになります。

③受取者（証明物等の管理者）とは、証明物等を保管・管理し、依頼元の行政書士または自動車ユーザーに確実に届ける管理能力を備えた者（資格者である行政書士等）のことを指します。

④受取者の行政書士は、授与された権限の範囲内で交付された証明物等の保管・管理を行うことができるこになります。

例えば、申請代理人（行政書士A）が自身の業務活動範囲外の遠隔地へOSS申請をした場合、当該警察署、運輸支局までは足を運べないことになるため、代行可能な者（その地域の行政書士B・C・D等）に一定部分の依頼をしないと、OSSでの手続を完結させることができないことがあります。OSS申請の場合は、保管場所標章の受取者も必要となります。（次図のグレー反転部分を参照）

なお、OSS申請全般について言えることですが、保管場所証明申請はOSSでの通知申請となるため、警察署へ足を運ぶ回数は保管場所標章受領時の1回だけで済みますが、運輸支局へ事前に提出し本人確認をしなければならない印鑑証明書等の提出行為が1回増えるので、結果的には負担の軽減とはなっていないのが実状です。

つまり、自動車の登録手続等は、書面申請・OSS申請を問わず証明物などの「物」の提出や受領という行為が必ず介在するため、本来OSSには馴染まない分野の手續ということになります。

3. 日行連OSSセンター支所所属の会員事務所

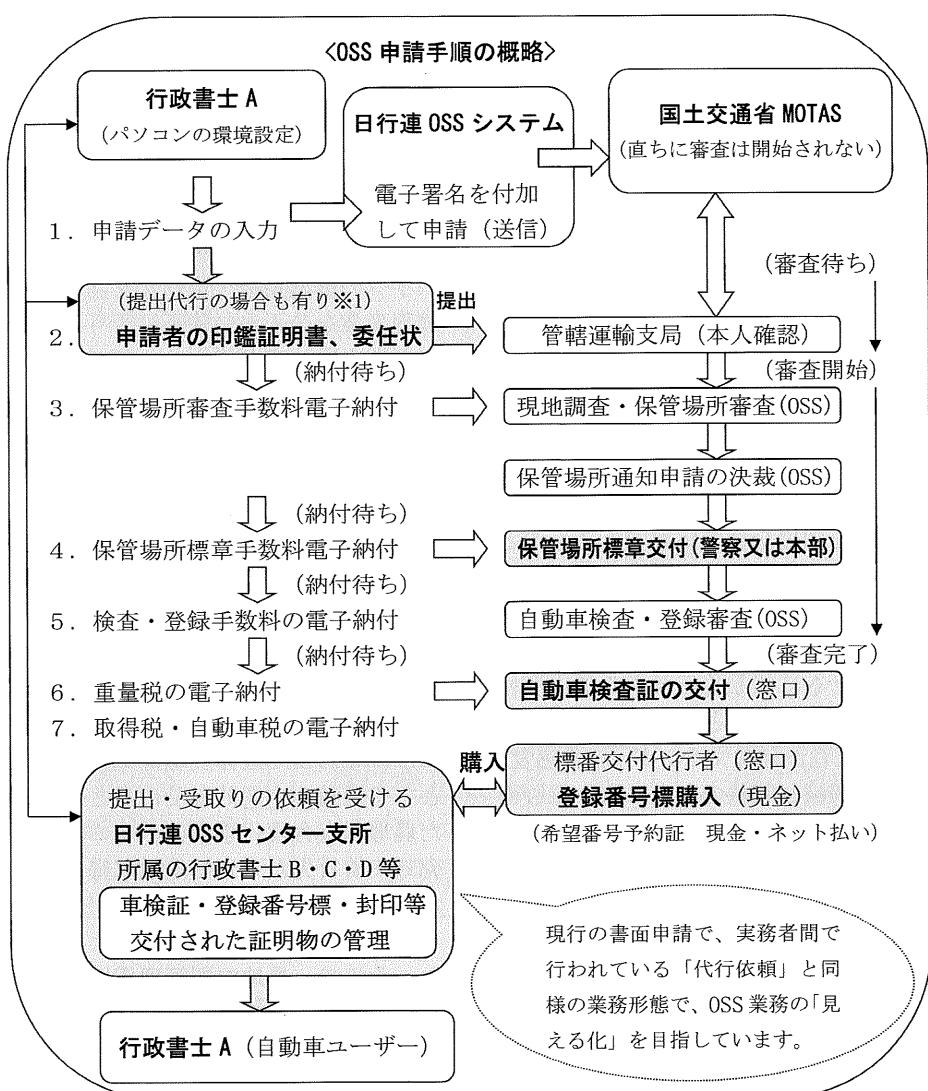
OSS申請の問題点でもある項目2の①～③をカバーし、自動車ユーザーの利便性の向上と負担を軽減するために設置したのが、各地域の日行連OSSセンター支所に所属する行政書士B・C・D等の事務所ということになります。

したがって、各地域に設置した日行連OSSセンター支所とは、この支所名称の元に集結して、書面申請、 OSS申請及び証明物等の管理を行う複数の行政書士B・C・D等の事務所を指す意味で用いられています。

当該運輸支局（自動車検査登録事務所）の管轄内を主な業務範囲としている会員事務所は、日行連OSSセンター支所の名称とそこに所属する会員事務所であることを明示した看板を設置し、次図に示す業務を自動車ユーザー、行政書士A等からの依頼を受けて行うことになります。

OSSによる申請後、速やかに提出する必要がある印鑑証明書等の書類、また手続の完了後に交付される証明物等の管理を、行政書士A等からの依頼を受けた日行連OSSセンター支所所属の行政書士B・C・D等の事務所が担うことによって、自動車ユーザーに安心と安全を届けることができます。

日行連OSSセンター支所 業務の流れ



※1 東京の行政書士Aが大阪へOSS申請する場合、大阪を活動拠点にしている行政書士B・C・D等に依頼して、印鑑証明書等の提出代行とOSS申請後に交付される証明物等の管理をしてもらうことが必要となります。（グレー反転部分が該当する部分となります。）